

令和6年度公民館人権ふれあい講座共催実施要領

(共催実施)

第1条 河内長野市人権協会（以下「人権協会」という。）と河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、人権尊重のまちづくりに向けて、市立公民館において、人権課題（女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・同和問題・ハンセン病・インターネットと人権・性的マイノリティ・平和・その他の人権課題をいう。以下同じ。）に係る教育・啓発活動等（以下「公民館人権ふれあい講座」という。）を共催により実施するものとする。

(目的)

第2条 人権協会と教育委員会は、人権尊重の理念に基づき人権尊重思想の普及・高揚を目的とした人権教育・啓発推進を図るため、地域住民等に広く参加及び協力を呼びかけ、より一層の実効を得られるように努めるものとする。

(役割分担)

第3条 教育委員会は公民館人権ふれあい講座を実施し、人権協会はこの要領の規定に基づき、公民館人権ふれあい講座の実施に要した経費を負担する。

(共催申請及び負担額決定)

第4条 教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施について、人権協会に対し、別に定める様式により共催の申請を行うものとする。ただし、申請は1公民館につき、1講座とする。

2 人権協会は、共催による講座の実施が適当であると認める場合は、講座の共催及び次条に規定する事業費の負担額を決定し、教育委員会に通知するものとする。

(事業費の負担)

第5条 人権協会は、公民館人権ふれあい講座を実施するために必要な経費として、予算の範囲内で、1講座につき2万円以内で事業費を負担するものとする。

2 前項の事業費には、事前打合せ等に係る経費、食糧費、記念品代等に要する費用は、含まないものとする。

(事業完了報告及び事業費の交付)

第6条 事業完了後、教育委員会は、人権協会に対して別に定める様式により報告を行うとともに前条に規定する公民館人権ふれあい講座に係る事業ごとに事業費の請求を行い、人権協会は、当該事業に要した事業費を交付する。

(その他)

第7条 人権協会及び教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施及び運営を円滑に実施するため、相互に協力し、必要に応じて、協議を行うものとする。

(年間事業計画の策定)

第8条 人権協会及び教育委員会は、毎年度、公民館人権ふれあい講座の実施及び運営に関し、年間事業計画等を作成するものとする。

(事業実績の公表等)

第9条 人権協会は、毎年、前年度に実施した公民館人権ふれあい講座の実績等について、公表等を行うものとする。